



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第4号 令和2年1月 発行



A COLUMN ～記事～

「明けましておめでとうございます」～ 本年もよろしく願っています。

平成から令和になって最初の新年が明けました。とは言っても、特段今までと変わったことはないように思われますが、中には今までとは全然違うお正月を過ごした方もいるかもしれません。

私の家では、毎年元旦に初詣をします。場所は、石川県内にある不動尊です(一応名前は隠していますが、直ぐ分かっていそうですね)。私が小さいときに病気をしてから、そこに毎月月参りをしているため、初詣も毎年そこに行っています。

今年は、元旦の朝七時に家を出発し、八時過ぎからお参りをしていました。すごく混むかと思ったのですが、あまり混むことはありませんでした。天気予報では、大晦日から元日にかけて嵐が来るとなっていたので、元旦を避けた方が多いのかなとも思います。

初詣を終え家に帰ると、ポストには年賀状が投函されていました。私は何年間も出していないでしたが、独立開業したこともあり、今回は年賀状を出しました。今は年賀状を出すにしても、自分で書く必要はなく、パソコンに色々な機能が内蔵されていますので、とても簡単に見栄えの良いものを作ることが出来ます。

近年、様々なものがとても便利になっています。私もその恩恵をいつも受けていますが、だからこそ従来通りのアナログなものがとても貴重に感じます。年賀状にしても、私に送られてきた年賀状の中に手書きのものがあり、それを見た時、とても温かみを感じました。

普段我々が行う仕事もどんどん便利になっています。営業活動にしても、パソコンを使ったやり取りのみで終わるということもあるみたいです。しかし、相手にこちらの顔を見せることで相手が受ける印象も変わってくるのではないのでしょうか。

便利な世の中だからこそ、アナログなやり方の良さを見つけることも大事ですね。



EXPLANATION ～解説～

会社の登記～ 忘れてしまうと罰則が科されます

前回までは、不動産登記について触れました。司法書士が業として行う不動産登記は義務ではないため、登記しなくても罰則などはありません。これに対して、会社の登記である商業登記は、しないまま放置していると罰則が科されることがあります。

代表的な商業登記として、以下のようなものがあります。

- ①. 設立登記
- ②. 役員変更登記
- ③. 本店移転登記
- ④. 資本金の増額登記
- ⑤. 会社の解散・清算終了登記

1. 役員変更登記（株式会社の場合）

日本には、株式会社・合名会社・合資会社など様々な形態の会社がありますが、最も一般的なのは株式会社だと思います。株式会社では、役員の任期は法定されています。

- ①. 非公開会社の場合：最長10年
- ②. 公開会社の場合：取締役は最長2年、監査役は最長4年

最長期間は上記の期間ですが、非公開会社であっても、定款に役員の任期を規定しなければ、取締役は2年、監査役は4年となります。

非公開会社とは、全ての株式に譲渡制限が付いている株式であり、日本にある株式会社はほとんどがこの非公開会社に当たります。

このように役員の任期は決まっています。任期を徒過した場合、役員に変更がなくても役員変更（重任）登記をしなければなりません。

登記期間は、登記事由が生じてから2週間であり、これを過ぎると罰則の対象となります。

2. 役員変更の手順

役員変更の手順は以下のようになります。

1. 株主総会で役員を選出→株主が承認したという議事録が必要となります。
2. 選任された役員が就任を承諾する→株主総会中に就任を承諾しており、それが議事録に記載されている場合、その株主総会議事録を持って就任承諾書となります。
3. 取締役会で代表取締役を選出
4. 代表取締役が就任を承諾

3. 任期を管理するのが大変だという会社様には

役員に変更があった場合、登記が必要となるのは分かりやすいため、登記をしないということは起こりにくいですが、役員が全員重任し、実質的に役員に変更がない場合、登記を忘れており、そのせいで罰則が科されるという事例を何度か見たことがあります。

当事務所では、お付き合いのある会社様の役員の任期を全て管理し、任期満了が近くなったらお知らせをさせていただきます。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士久田事務所

司法書士・税理士久田事務所
〒921-8812
野々市市扇が丘9番20号
扇が丘ビル106
TEL：(076) 227-8019
FAX：(076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「**登記・相続・債務整理の無料相談**」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☐ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>